

# 大規模地震時の安全対策

(『学校生活のしおり』『生徒手帳』より抜粋)

## 1 大規模地震対策特別措置法による「注意情報」又は「警戒宣言」が出された場合

※本校は「注意情報」発令段階で休校措置をとります

### (1) 生徒在宅中に発令された場合

①警戒宣言が解除されるまでの間休校とする

②警戒宣言が解除された場合は「災害用伝言ダイヤル」で学校再開等の情報を確認する

※大規模地震が発生せずに「警戒宣言」が解除された場合は、「暴風警報発令時の心得」に準じて行動する

### (2) 生徒の登校中に発令された場合

通常の通学方法により、安全かつ速やかに帰宅する

①公共交通機関が平常運転の場合は、駅員・乗務員の指示に従い、速やかに帰宅する

②徒歩・自転車での通学生徒は、安全を確認しながら帰宅する。

③登校した方が安全と考えられるときは登校し、学校の指示を受ける

### (3) 生徒の在校中に発令された場合

授業を中止し、生徒は運動場に集合し、学校長の訓話の後、防災係の一斉指導に従い速やかに帰宅する

## 2 大規模地震が発生し、交通機関が全面ストップの場合

### (1) 生徒の在宅中に発生した場合

①安全が確認されるまで(「警戒宣言」が解除されるまで)休校とする

②学校再開等の情報は「災害用伝言ダイヤル」等で確認する

### (2) 生徒の登下校中に発生した場合

①公共交通機関利用時は、駅員・乗務員の指示に従い、速やかに帰宅する

②徒歩・自転車での通学生徒は、安全を確認しながら帰宅する

③登校した方が安全と考えられるときは登校し、学校の指示を受ける

### (3) 生徒の在校中に発生した場合

①生徒は運動場に避難し、学校長の訓話の後、防災係の一斉指導に従う

②名古屋市・東郷町・日進市在住の生徒(通学距離が10 km 以内)で帰路の安全が確認された生徒は、同方面の生徒を小グループで徒歩または自転車にて帰宅させる

(徒歩帰宅のためのグループ①~⑩)

③上記以外在住生徒(通学距離が10 km 以上)または帰宅が困難と考えられる生徒は、安全が確認されるまで学校で待機させる

(徒歩帰宅のためのグループA~L)

④名古屋市・東郷町・日進市(10 km 以内)に避難可能な親戚等がある生徒については、そこへ緊急避難させる(「緊急避難先」)

なお、「緊急避難先」(親戚等)については、「生徒個票」(入学時提出)に記入すること

## 3 生徒が予め保護者と話し合う事項

①公共交通機関がストップした場合の登校・帰宅方法・経路及びおおよその所要時間

②帰宅が困難な場合の「緊急避難先」の確認

③帰宅が困難な場合の対応(学校で保護者の迎えを待つ、集合場所を決める 等)

④自宅が被災した場合の家族の連絡・集合場所

## 4 「注意情報」または「警戒宣言」発令中及び地震発生時における連絡方法

「災害用伝言ダイヤル」を使用する(学校への問い合わせ電話をかけないこと)

学校からのメッセージの再生 **171-2-052-761-5311**

生徒からのメッセージの録音 **171-1-【市外局番からの自宅の電話番号】**

※「災害用伝言ダイヤル」について→ <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

徒歩帰宅のためのグループ（※昭和区は適宜）

ブロック	名古屋市 (中学校区で小グループ編成)	10 <sup>キロ</sup> 圏内	10 <sup>キロ</sup> 圏外 (基本的に学校待機)
北ブロック	①西区 ②北区 東区 ③守山区 ④千種区 名東区		A 春日 稲沢 一宮 岐阜 B 清須 北名古屋 岩倉 江南 C 豊山 小牧 大口 扶桑 犬山 D 春日井 多治見 E 尾張旭 瀬戸 F 長久手
西ブロック	⑤昭和区※ ⑥中村区 中区 ⑦中川区 港区		G 津島 愛西 七宝 大治 美和 甚目寺 H 桑名 弥富 蟹江 木曾岬 飛島
南ブロック	⑧緑区 ⑨熱田区 瑞穂区 南区		I 豊明 大府 刈谷 知立 安城 岡崎 高浜 碧南 西尾 (豊橋方面) J 東海 東浦 阿久比 半田 武豊 K 知多 常滑
東ブロック	⑩天白区	⑩東郷 日進	L 三好 豊田

参考

	注 意 情 報	警戒宣言(予知情報と同時)
発表基準	前兆の可能性が高まった	発生の恐れあり
交通機関	平常運転、通行可能	運行停止、高速道路などで規制
学校	一部で児童らの引き渡し 【本校ではこの時点で休校措置】	授業など中止、児童らは帰宅

(朝日新聞 2006年4月25日より)